

第10号議案

財産の処分について

次の土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

記

- 1 物件の表示 所在地 芦屋市劔谷9番1
地 目 山林
地 積 17,692㎡
- 2 契約の目的 市立芦屋高等学校の跡地をサービス付き高齢者向け住宅等の建設用地として活用させるため処分するもの。
- 3 契約金額 金1,230,000,000円
- 4 契約の相手方 大阪市中央区今橋二丁目5番8号
アーク不動産株式会社
代表取締役 高山 芳夫